平成30年 教育委員会第4回定例会 会議録

日 時 平成30年3月16日(金)

午後3時02分~午後4時45分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【子ども総務課】

(1)議案第4号『平成29年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点 検及び評価報告書』

【文化振興課】

(1) 議案第5号『千代田区指定文化財の指定』

第 2 協議

【子ども総務課】

- (1) 千代田区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- (2) 千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 区長の権限に属する事務の補助執行に係る協議
- (4) 千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

【児童・家庭支援センター】

(1) 千代田区障害福祉プランの策定

【指導課】

(1) 「千代田区立幼稚園・こども園の園長・副園長及び教員としての資質 の向上に関する指標」の策定

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 平成30年 区議会第1回定例会の報告
- (2) 夏季における「子どもの遊び場事業」の見直し

【子ども支援課】

(1) 平成30年4月保育園等入園二次審査結果

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 退職校長・園長 退職辞令交付式・感謝状贈呈式
- (2) 平成30年度 教育広報かけはしの年間予定
- (3)教育委員会行事予定表
- (4) 広報千代田(3月20日号) 掲載事項

出席委員(4名)

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子

教育委員	金丸 精孝
教育委員	長﨑 夢地

出席職員(10名)

子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
副参事(特命担当)	大井 良彦
子ども支援課長	加藤 伸昭
子育て推進課長	土谷 吉夫
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	柳 晃一
指導課長	杉浦 伸一
指導課統括指導主事	佐藤 達哉
文化振興課長	山下 律子

欠席委員(0名)

欠席職員(2名)

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	小川 賢太郎

書記 (2名)

子ども総務係長	村松 紀彦
子ども総務係員	松村 秀一

坂田教育長

それでは、定刻になりました。まず、教育委員会の開会に先立ちまして、 傍聴者から傍聴申請があった場合には傍聴を許可するということにさせてい ただきます。よろしくお願いします。

それでは、ただいまから第4回教育委員会定例会を開会いたします。 本日、欠席はございません。

ただいま傍聴の方がおみえになったので、許可するということにいたしま

今回の署名委員は、長崎委員にお願いいたします。

長崎委員はい。

◎日程第1 議案

子ども総務課

(1) 議案第4号『平成29年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の

点検及び評価報告書』

文化振興課

(1)議案第5号『千代田区指定文化財の指定』

坂田教育長

それでは、早速でございますが、日程のほうに入らせていただきます。

まずは、議案です。議案第4号、平成29年度教育に関する事務の管理及び 執行の状況の点検及び評価報告書でございます。

前回、中身につきましてはご説明いただいております。それでは、子ども 総務課長より、説明をお願いします。

子ども総務課長

それでは、議案第4号、平成29年度教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価、平成28年度分報告書、こちらにつきましてご説明を申し上げます。

こちらの内容につきましては、前回の当委員会における協議事項としてご 説明をさせていただきまして、委員の皆様から、こちらの内容につきまして 何点かご指摘を賜りました。今回お示しさせていただきますこちらの報告書 につきましては、前回ご指摘を賜りました文言、記述の表現等につきまして 修正をいたしまして、本日、最終版という形で議案としてご議決を賜りた く、ご提案をさせていただくものでございます。

なお、具体の修正箇所等につきましては、複数にわたっておりますので、 本日、個別のご説明につきましては省略させていただきます。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。わかりました。修正箇所を補正して、最終版ということでございますが。何か、前回のご指摘のところでも結構ですし、また新たにお気づきのところでも結構でございますが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

特にございませんか。

中川委員

はい。

坂田教育長

それでは、教育事務の点検・評価につきまして、事務局の提案どおりということにさせていただきたいと思いますが、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

坂田教育長

ありがとうございます。 賛成、全員でございますので、議案第4号は決定 いたしました。

続きまして、議案第5号、千代田区指定文化財の指定についてお諮りいた します。文化振興課長より説明をお願いします。

文化振興課長

議案第5号、千代田区指定文化財の指定についてでございます。

本年1月31日の千代田区文化財保護審議会において、玉川上水の石枡・木樋について、平成30年度の千代田区指定文化財として指定することが適当である旨の答申を受けましたので、本日議案としてご審議いただくものでございます。

具体的には、玉川上水の石枡1基、4段と木樋1点でございます。江戸時 代末から明治時代に使用されていたもので、昭和45年の国道20号線の共同溝 拡幅工事の際に発見されたものでございます。現在、石枡は、千代田区紀尾 井町2番の清水谷公園、木樋につきましては、日比谷図書文化館で保存して おります。

詳細につきましては、前回の教育委員会での内容と変更はございません。 ご議決のほど、よろしくお願いいたします。

坂田教育長

ありがとうございました。

この案件につきましても、前回の内容どおりで、石枡、そして木樋につい ての文化財指定でございますが、先般も内容につきましてはご説明いただい たところでございます。

今般、議決するに当たってのご意見、ご質問はございますか。よろしいで すか。

(な し)

坂田教育長

それでは、議案第5号、千代田区指定文化財の指定でございますけれど も、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者举手)

坂田教育長

ありがとうございました。 賛成、全員でございますので、議案第5号は可 決ということになりました。

どうもありがとうございました。

文化振興課長

ありがとうございます。

坂田教育長

文化振興課長は、ここで退席でございます。

文化振興課長

ありがとうございました。

坂田教育長 議案につきましては、本日は2件でございます。

◎日程第2 協議

子ども総務課

- (1) 千代田区教育委員会事務局庶務規則の一部を改正する規則
- (2) 千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 区長の権限に属する事務の補助執行に係る協議
- (4) 千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改正する規則

児童・家庭支援センター

(1) 千代田区障害福祉プランの策定

指導課

(1) 「千代田区立幼稚園・こども園の園長・副園長及び教員としての資 質の向上に関する指標」の策定

坂田教育長

引き続き、協議事項に入ります。

まずは、子ども総務課から4件ほどございます。よろしくお願いいたしま

子ども総務課長

それでは、協議事項の(1)並びに(2)につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、(1)でございますが、千代田区教育委員会事務局庶務規則の一部 を改正する規則でございます。

こちらにつきまして、この改正の趣旨・目的といたしましては、平成30年度に予定されております組織改正と、区の人事制度の改正に伴いまして、係長職の呼称等が変わります。これに伴いまして、この規則の当該部分につきまして修正を行うというものでございます。あわせて、規定整備といたしまして、現行各所管において実施しております事務事業の内容等、こちらの実態と整合を図る形で、若干の規定整備を行うというものでございます。

なお、ご参考に、「行政系人事制度の改正について」という資料をおつけ してございます。こちらの改正内容が、平成30年度の区における職の名称の 改正に当たるものでございまして、例えば現行、この表に記載がございます が、5級職(総括係長)という職が、新たに改正案では、新4級職(課長補 佐)という呼称に変更になるというものでございます。

これまでは1級職から5級職までという形の分類でございましたが、これが、新年度からは1級職から4級職までの分類になりまして、これまで3級職は「主任主事」という呼称でございましたが、これが「主任」になる、あるいは「総括係長」、これが「課長補佐」という呼称に変更になるといったような改正内容でございます。

また、これまでは、この新3級職といたしまして、「主査」という呼称の職を置いておりましたけれども、これが、新たに名称といたしましては「担当係長」といった職の呼称になるというものでございます。

続きまして、協議の(2)千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部 を改正する規則でございます。

こちらの改正内容につきましても、先ほど申し上げました係長級の「総括係長」の呼称を「課長補佐」という形で改正するといったものでございまして、その他、以下、先ほどご説明申し上げました、教育委員会事務局の庶務規則の改正と同等の改正をさせていただきたいというものでございます。

本件につきまして、(1)、(2)のご説明は以上でございます。

はい。ありがとうございました。

坂田教育長

教育委員会の事務局と、区立の学校ですね。まず事務局のほうは、庶務規則というものは、事務を処するための規定だということです。どんな組織でやるのかと、そこにはどういう担当責任者がついているのということが、この規則の内容でございます。それぞれの課はどんなことを受け持つのということが、別表に書いてあります。

ここで、今般、人事制度の改正で、課長の下は係長ということであったのですが、それを課長補佐と変更する、そういう呼称が変わってきたということでございます。それは学校も同様でございまして、そういう傾向が、今般の人事制度の改正でそういうふうになっているということで、規定を整備す

るものだということでございます。

何かお気づきの点がございましたら、ひとつこの際ご指摘いただければと思います。

金丸委員

質問です。旧制度の「主査」、新制度でも「主査」とありますよね。同じ 主査という言葉を使っていますけれども、この違いはどういうところにある のでしょうか。

坂田教育長

旧制度の主査、新制度でも主査という言い方がある。

金丸委員

例えば、今の千代田区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を見ますと、新しいほうの第10条の3の2項は、「小学校に係長、担当係長又は主査を置く」ということですから、やっぱり主査はあるわけですね。新しいほうにも。

坂田教育長 金 丸 委 員

なるほど。確かに。

旧は、「主査」になっていますでしょう。多分同じ主査というものを使うけれども、主査の意味が違っているのだろうというふうに思うのですが。

子ども総務課長

行政系人事制度の改正についてという資料の2ページ目をごらんください。こちらの2、職の名称及び位置付け等の(3)新3級職というところの②新たな職の設置。ここで、この新たに主査として設置を予定しております、いわゆる主査として名乗る者については、係等において専門的な事務等を処理する場合、または係長職の代理を行うような場合に設置することができるというものでございまして、これまでの主査は、どちらかといいますと、係長級の独任、いわゆる部下を持たない係長といったような位置づけの係長級の職員でございましたが、新たなこの制度のもとでの主査というものは、専門性に着目して、どちらかといいますと、専門的な事務の処理に当たる、あるいは係長職の代理を行う場合、これは従前、係内主査といったような位置づけのものがございましたので、こういったような性格の主査ということで、これは具体には、現時点では本区の30年度当初においては、この主査をまだ設置されない見込みでございましたが、ただ規定整備の中では、これは置くことができるという形で整備させていただくものでございます。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長

よろしいですか。ちょっと難しいですね。従前の係長というふうに我々、係長の職としてあったものなので、対外的には、「課長補佐」という名称をつくってもいいよと、そのほうが対外交渉もしやすいだろうということで、そういった使い方をしてもいいというケースがございました。今般はそのむしろ逆で、係長をちゃんと課長補佐と、そういう役割、課長を補佐する役割というものを明確に打ち出して、主査というものを必要なときに、その係の中でとりわけこのことだけを専門的にやっていくときには、そういう「主査」という呼称をつけてもいいというようなことで、今までとちょっと逆転しているようなこともあります。それはつけてもいいということであって、ない場合のケースのほうがほとんどだということでございます。

ほかに何かお気づきの点がございましたら。よろしいですか。

(な し)

坂田教育長

それでは、協議の(1)、(2)は終了させていただきます。

続きまして、区長の権限に属する事務の補助執行に係る内容でございます。総務課長、お願いします。

子ども総務課長

それでは、区長の権限に属する事務の補助執行に係る協議につきまして、 ご説明を申し上げます。

こちらにつきましては、地方自治法第180条の2の規定に基づきまして、 区長部局から教育委員会へ事務を補助執行させるに当たり、協議があったも のでございます。

協議事項につきましては、2点ございまして、まず1点目は、幼稚園及び 九段中等教育学校後期課程の教育職員の児童手当の認定及び支給に関する事 務についてでございます。

これまで、幼稚園及び九段中等教育学校後期課程の教育職員の給与及び各種手当の支給につきましては、任命権者である当教育委員会の指導課においてその事務をとり行っているものでございます。しかしながら、この児童手当につきましては、児童手当法の規定によりまして、在住する区市町村の長が行うということになっておりまして、公務員の場合は、特例で事業所の所在する区市町村の長が行うというふうにされております。したがいまして、千代田区に勤務する職員については、千代田区長がこれを行うということになっております。

しかし、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたように、現在、他の手当と同様に、指導課においてその事務を行っておりまして、規定上、その根拠になる規定がない形になっております。今般、区長部局におきまして、児童手当に関する規定の見直しを行っていく中で、教育委員会事務局が行うその根拠の規定が明確になっていないということが改めて判明いたしました。したがいまして、本来区長部局で行うべき事務ではございますが、給与や他の手当と同様に、教育委員会事務局において指導課がこれをとり行ったほうが効率的であるということから、区長部局のほうから補助執行の協議があったものでございます。

次に、2点目の協議でございますが、こちらは地教行法に規定されました 教育に関する大綱の策定に関する事務についてでございます。

ご案内のとおり、平成27年度に地教行法の改正が行われまして、いわゆる新教育委員会制度がスタートいたしました。地方公共団体の長は、教育に関する大綱の策定と総合教育会議の設置をすることとなりました。このうち、総合教育会議の運営につきましては、会議設置時から、教育委員会において事務局機能も担っておりまして、規定上も教育委員会が補助執行をするということとなっております。

一方、この大綱の策定につきましては、当初、総合教育会議の事務局を教育委員会において担うものの、最終的に、その策定については補助執行の項目としては盛り込んでいなかったものでございます。しかしながら、これま

での経過といたしまして、平成27年度策定いたしました大綱の素案、あるいは意見公募等、その大部分を教育委員会において担ってきたものでございます。この大綱の策定につきまして、この27年度当時の実態を踏まえまして、教育委員会がその策定に関する事務を補助執行し、その上で総合教育会議の中で議論していくことが望ましいといった判断を、区の法規担当のほうとも調整いたしまして、今回このような協議がなされたものでございます。

なお、この協議事項を踏まえました区長部局における規則の具体の改正案 は、次のとおりでございます。

本件、ご説明につきましては以上でございます。

坂田教育長

はい。なかなか、ちょっと、わかりにくいかと思います。

いずれにしても、(3)は、区長の権限に属する事務の補助執行、4番目は、教育委員会の権限委任に関する規則ということですが、実態としては、もう既に教育委員会のほうで事務を先行してやっている、いずれもそうですけれども、それを規定上きちっと後づけるというか、整備がなされていない部分を補正したという内容でございます。

補助執行の場合は、もともと権限は区長にあると、区長にあるのですが、その事務処理については教育委員会のほうでやってくれということで、権限は区長に残ったままです。委任という形は、権限そのものを相手方に渡すということが委任の範疇です。とりわけこの規定の整備、本区の難しさというものは、ご承知のとおり、児童福祉、要するに 0 歳から18歳まで一貫して教育委員会がやるということになっておりますので、児童福祉の分野であるとか、いわゆる本来区長が持っている分野を教育委員会が処するという形になっておりますし、逆に、先ほどの文化財もございましたけれども、あとは生涯学習や、いわゆる社会教育、スポーツといったものが区長部局のほうで、本来教育委員会に権限があるわけですけれども、向こうでやっている、区長部局のほうでやっているという形で、事務が入れかわっているところが相当あります。あわせて、権限も渡す場合と、事務だけをやってもらう場合と、2通りあるということで、規定の整備が大変難しい形になっています。

そういうことで、実務としてはもう既に教育委員会でやっていることです。ただ、規定がきちっとそういうふうに整備されていなかったので、今般はそれを直して、その事務の根拠を明確にしましょうということでございます。

かなりわかりにくいかと思うのですが、お気づきの点がございましたら、ご質問なりご意見なりいただければと思います。よろしいでしょうか。

金丸委員

これはこれで、実際の状況を合わせるという意味では意味があるのだと思います。私は、教育委員会の権限ということを考えたときに、教育委員会の事務局が、区長部局からの指令と、教育委員会からの指令がダブっているような形になっていることがちょっと気にはなっています。要するに、本当であれば、教育委員会が委任を受けて、一括して職員を管理したほうが、管理体制としては何かすっきりするような気もするので、そんな感じを多少受け

ておりますが、実態がそんなに大きく変わらないものですから、そのことを 強く主張するつもりではありません。

坂田教育長

ありがとうございます。そうですね。そういう面もなきにしもあらずだと 思いますね。だんだん慣れてきていますので、そこら辺の交通整理は明確に 今後していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

ほかにご意見はございますか。よろしいですか。

(な し)

坂田教育長子ども総務課長

引き続きまして、もう1本の規則についてよろしくお願いいたします。

協議事項(4)、千代田区教育委員会の権限委任に関する規則の一部を改 正する規則、こちらについてご説明いたします。

子ども総務課長

今般なかなか、規則の規定整備の案件がかなり複数にわたっております。 恐れ入りますが、こちらにつきましては、先ほどご説明申し上げました区長部局からの協議の、児童手当の認定及び支給に関する事務につきまして、現行の規定上は、これが教育委員会の権限委任に関する規則第2条第3項の(14)、こちらの規定によりまして、教育委員会から教育長へ委任する事項となっております。しかしながら、これは本来、区長が教育委員会事務局の職員に補助執行等をさせるというものでございます。今現在、規定がこのような形になっておりますのは、小中学校の教育職員の児童手当に関する事務が、任命権者である東京都教育委員会のほうに都知事から委任をされておりまして、さらにその東京都教育委員会のほうから、これは都と特別区の事務処理の特例に関する条例、この規定を根拠に、千代田区教育委員会において事務処理をするといったような形になっております。

このようなことから、今現在この規定について、若干混同があったのではないかというふうに推察されますが、今般この規定整備によりまして、この (14)、この「児童手当の認定及び支給に関すること」という、ここの部分を削除させていただくというものでございます。

そのほか、細かい規定の整備といたしまして、教育職員あるいは学校事務職員の服務に関する規定が、これまで個別に改正されていなかった部分も、改めてそこが明らかとなりましたので、そこもあわせて、今般所要の規定整備を行わせていただくというものでございます。

先ほどご説明申し上げました件も含めまして、このような形で、現実の事務執行とこの規定整備がリンクしていなかったという点で、今般、後追いのような形になってしまいまして、私ども事務局といたしましても、この点につきましては反省をしているところでもございます。

ご説明は以上でございます。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。はい。ありがとうございます。

坂田教育長

教育委員会の権限を教育長に委任する内容。

坂田教育長

なかなか錯綜しておりますので。とりわけ教員の場合、東京都に任命権が ございますので、特別区がそれを行う場合に、特別区との事務処理特例条例 というものがありまして、これは、全国でも都と区の関係でしかないわけで すけれども、特例条例で、知事の事務も区長がやるというような条例も一方であります。まず、それは他の自治体、全国の自治体にはない例ですけれども、東京都と区の間ではそういう特殊な関係も一方では含んでいると。それがまた、教育委員会に落ちてくると、相当規定上整理することが難しくなるわけですけれども、気づいたところからやっていくということで、今回規定整備することになりました。よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

中川委員

こんなことを聞いてなんですけど、結局予算は都から出ているということですか。予算というか、いろいろかかる費用は。

坂田教育長

そこはどうなるのですか。

金丸委員

多分分けて考えたほうがいいと思いますね。要するに、ここで考えやすいことは、小学校と中学校についての教員の手当は一体どこが負担しているのかという、そういうことですよね。幼稚園になると、都が母体ではなくて、多分区になってくるので、ちょっと、小学校、中学校とは変わって、小学校、中学校も設置母体は区ですけれども、中で働いている教員については、特別の場合を除けば、全部都のほうからおりてくるわけで、そのときの都からおりてきた教員たちの給与や手当は、都が負担しているのですかというふうな質問になるかと。

坂田教育長

では、指導課長、どちらからもらっているんですか。

指導課長

私は今、区からもらっています。

子ども総務課長

都の任命権のもとでの教育職員につきましては、これは都のほうの負担ということになっております。いわゆる手当につきましても。

中川委員

給与もそうですね。

子ども総務課長

はい、給与もそうです。

坂田教育長

難しい。そこも一回整理させていただきたいと思います。

ほかにございますか。

金丸委員

すみません。わかりにくいことは、東京都の教育委員会が、区の教育委員会に委任した事項は、では、どこがやるのかといったときに、教育長に一任するという規定だと思うのですが、それとは別なものもあるわけですか。要するに、例えば東京都知事から区長に委任されて、それを教育委員会とは別個に区長部局でやるような教育マターのものというものはあるのでしょうか。

坂田教育長

例えば、今、具体的にあるかどうかわかりませんけれども、スポーツ関連 の話だとか、社会教育関連の話だとかというものは、場合によってそういう ケースも出てくるのかな。

子ども総務課長

今現在、この事務処理の特例の条例による事務で、例えば都知事のほうが 区長部局に委任している教育マターのものについては、ないというふうに認 識をしております。

坂田教育長

現在のところはない。はい、了解しました。

金丸委員

ということは、今回の問題というものは、東京都の教育委員会が、千代田

区の教育委員会に委任した事項の実際の運用について、教育長に委任するという、そういうふうに理解すれば全体が理解できると、こういうことでしょうか。

子ども総務課長 坂田教育長

おっしゃるとおりでございます。

はい。そういうことでございます。

ほかにございますか。よろしいですか。

(な し)

坂田教育長

では、子ども総務課からの協議事項は以上とさせていただきます。

引き続きまして、児童・家庭支援センターから、障害者福祉プランの策定 ということでございます。よろしくお願いします。

児童・家庭支援センター所長

それでは、千代田区障害福祉プランにつきまして、この概要版に基づきま して説明をさせていただきます。

プラン策定の趣旨です。地域福祉計画2016で示された地域共生社会の理念を実現するために、障害者計画として、障害者施策の基本的な方向性を示すとともに、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画として、千代田区障害福祉プランを策定いたします。

3の期間です。障害者計画は、平成30年から平成35年度までの6年間、障害福祉計画及び障害児福祉計画は、平成30年度から平成32年度までの3年間の計画といたします。この計画の進捗につきましては、毎年度確認を行うとともに、それぞれの福祉計画の改定年度に当たる平成32年度には、障害者計画もあわせて見直しを行い、プラン全体の見直しを図る予定にしております。

では、次の2ページをお開きください。

Ⅱ、障害者施策の基本的な方向性といたしまして、基本理念を定めました。「障害等のあるなしに関わらず、その人らしさが尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる千代田区の実現」、こちらを基本理念と定めました。

2の基本方針です。基本方針は、こちらの3つを定めております。

3の基本目標です。基本目標といたしましては、5つの目標を定めてあります。そのうち、目標の3が子ども部に関連いたします「0~18歳までの発達に応じた支援が行われている」という目標になっております。

こちらは、簡単に説明させていただきますと、0歳から18歳までの発達に応じた切れ目のない支援を一人一人の状況に応じて各分野が主体的に連携しながら行うことができるよう、(仮称)子どもケアプランを作成してまいります。特別支援教育の質の向上、また妊娠、出産、子育てを総合的にサポートする体制の充実も図ってまいります。また、重度・重症心身障害児や医療的ケア児にも十分に支援、対応を行うことができる障害児通所支援サービス事業所等の設置も進めてまいります。また、さくらキッズの拡大、児童福祉法内の児童発達支援等のサービスの充実にも取り組んでまいります。

次に5ページです。5ページが、基本理念、基本方針、基本目標の全体図

となってございます。

最後のページになります。子どもの第1期障害児福祉プランにつきまして は、素案でご説明させていただきたいと思います。

こちらが第1期の障害児福祉計画となっております。第1期障害児福祉計画は、児童福祉法に基づく障害児を対象とするサービスに関する事業について、障害児通所支援等の実施に関する考え方及び見込み量、また、見込み量確保のための方策を定めます。

こちらのページは、国が示す基本的な考え方を記載してございます。次が、千代田区の成果目標となっております。こちらの児童発達支援センターです。児童発達支援センターは、地域における児童発達支援の中核的な役割を担う施設となっております。大きな役割としては、地域支援ということで、この後ご説明いたします保育所等訪問事業ですとか相談支援事業等が必要な施設となっております。地域の障害児、保護者の支援、事業者の支援が挙げられます。

他区の例で見ますと、毎日通えるような通園施設ですとか、放課後等デイサービス等を一緒につくっているというようなところが多くなっております。本区におきましては、発達に課題のある児童への専門的な療育を行う子ども発達支援センター「さくらキッズ」を設置しております。さくらキッズは、障害等の早期発見、早期支援を目的に、子どもの障害や発達に気がかりや不安を抱える児童、保護者が利用できる地域の施設として、区民に親しまれた療育の場となっております。現在さくらキッズもあることから、本区といたしましては、今後、児童相談所等が入ります(仮称)子ども総合サポートセンターの設置と一緒に考えてまいりたいと思っております。

次の保育所等訪問支援です。現在、区内には保育所等訪問支援事業者はないのですが、さくらキッズの職員が、さくらキッズに通っているお子さんがいる保育園、幼稚園等を回りまして、支援等を行っているという状況はあります。しかし、今後は、保育所等訪問支援事業を実施いたしまして、障害児の地域社会への参加、包括インクルージョンを推進していく上で、本区でも、平成31年度には整備したいと考えております。

次の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所についてですが、児童発達支援事業所、放課後等デイサービスについては、区内にも児童発達支援事業所については2カ所、放課後等デイサービス事業所については3カ所設置されております。しかし、重症心身障害児や医療的ケアを必要とする障害児を十分支援できる体制設備を整えた事業所はございませんので、本区は、この療育だけでなく、医療的ケアを行える看護師等を含む専門職員が配置され、必要な設備や送迎等の機能を備えた児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を整備してまいりたいと考えております。

最後に、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場、これは平成30年 度に設置いたしますが、医療的ケアを必要とする障害児が地域で生活するた めには、医療、保健、福祉、教育、さまざまな関係機関による支援が必要です。区では、医療的ケアを必要とする障害児が地域で生活を送る上で必要となるサービスを明らかにするとともに、関係機関で医療的ケア児の地域支援について検討を行い、連携を図ることを目的とするこの協議の場を設置し、実施してまいりたいと考えております。

こちらは、サービスの見込み量及びサービス確保のための計画事業となっております。先ほどの児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援につきましては、整備する年度に合わせて人数を予測しております。

この確保の方策についてですが、こちらは、今までご説明してきたことを 記載ございますので、後からゆっくり見ていただければなと思っておりま す。

ご説明は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。障害福祉プランということで、とりわけ 児童に係るところを重点的にお話しいただきました。

何かご意見、ご質問等々ございましたら。

金丸委員

児童発達支援センターの成果目標が、32年度以降設置予定数1となっていますね。これの理解の仕方ですけれども、今、さくらキッズがあるという状況の中で、予定数1ということは、さくらキッズとは別にもう1カ所用意して、2カ所になりますよというふうに読めばよろしいのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

はい。今の段階ではそのように考えております。

少し補足いたしますと、児童発達支援センターにつきましては、今、さくらキッズに関しましては児童福祉法外でやっておりますが、児童発達支援センターになった場合には、この法外のよさというか、そこもひとつあると思います。そこと、あとは法内の事業などを組み込んだ施設にしてまいりたいと考えております。

坂田教育長

わかりました。

ほかに。中川委員、よろしいですか。

中川委員

この中で、0歳から18歳までの発達においた支援が行われているというふうに、こちらの概要版でありますし、それから、この素案の45ページに、児童発達支援センターのことが書いてあるのですが、0歳から18歳までというふうに俯瞰的に見た場合の小学校以上のことについて、どういうふうになっていくという道筋が見えないかと思います。その辺は。

児童・家庭支援センター所長

今ご指摘のとおり、0歳から18歳までの道筋ですとどんなサービスがあって、小学校に上がるとき、中学校に上がるときという、そういう切れ目のところでは、こういう支援がありますというようなところを詳しくお示ししていきたいなということは考えているところではあります。そこを、この計画ではちょっと載せられなかったのですが、そこは個別に出していきたいなということは考えております。

坂田教育長 |

どうぞ。

中川委員

といっても、その間にこのさくらキッズ的な施設が抜け落ちているかなと

いうふうに思ったのですが。

児童・家庭支援センター所長

そこにつきましては、0歳から18歳の相談に関しましては、全てうちのほうで所管しております。そういう療育機関ですとかというところでは、今、実際に東京都で60カ所ぐらいのところに通われている千代田区のお子さんがいらっしゃいます。その辺と組み合わせまして、この障害児相談支援のサービスも充実させまして、きちんとプランをつくっていきたいというように考えております。

中川委員

やっぱり子ども総合サポートセンターというものの役割は、すごく包括的 になってくるのではないかなというふうに思うのですが。

児童・家庭支援センター所長

子ども総合サポートセンターというところでは、今、何が千代田区に必要かというような、子どもに関して、子育て支援に関してというところを整理しているところですけれども、そこではやはり包括的な施設になっていくと予想されますので、そこでしっかり必要なものが入る施設となるようにしていきたいと考えております。

中川委員

あと、もう1点だけ。学校教育との関連性というものは、素案の中で言い切れないかもしれないけれども、そこはきちんとやっていただかないと、総合サポートにはならない、福祉プランにはならないのではないかと思うのです。

児童・家庭支援センター所長

まさに、本当に教育との連携ということは常々言われていることですし、 こちらも考えているところで、平成30年度に関しまして、そちらのほうとの 連携と、あとは保健所、指導課、学務課と連携しまして、障害児に関しまし て、子どもケアプランの作成を考えておりますので、その辺できちんと示し てまいりたいと考えます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ほかにございますか。

どうぞ。

金丸委員

もう1点だけ。基本的な理解が足りないからこういう質問をするのですが、44ページのところには、国が示す基本的な考え方というものがあって、それを受けて、45ページで千代田区の施策のことが書いてありますよね。このときに、これは同じ土俵に立っているのかどうかが、ちょっとよくわからない。もう一つわからないのが、要するに千代田区は0歳から18歳、こう言っていることに対して、国の言っているこの基本的な考え方も同じように、0歳から18歳を基準にして言っているのでしょうか。

児童・家庭支援センター所長

はい。第1期障害児福祉計画というところで、国も0歳から18歳というところです。

金丸委員

ありがとうございます。

坂田教育長

同じだということですね。ありがとうございました。

ほかに、よろしいですか。

中川委員

結構です。

坂田教育長

ありがとうございます。

長﨑委員、いいですね。

長崎委員 坂田教育長

大丈夫です。

それでは、区の障害福祉プラン、これは3つの法定プランが1つの形を、体裁をとっておりますので、なかなか難しいところでもあるのですが、まだ内容的には、これは国で示せといった数値目標などを、これはもう、義務的にやらざるを得ないということで載せております。そこへの道筋であったり、縦断的にあるサービスの整理であったりということは、やはり今後、先ほど所長も言っておりましたけども、きちっと整理をしていって、すき間のない、ライフステージに応じてきちっとその情報が受け継がれ、適切なサービスが提供できるというプランを今後つくっていくということになろうかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、この件については、以上とさせていただきます。

引き続きまして、幼稚園長、副園長及び教員としての資質向上に関する指標の策定です。指導課長からよろしくお願いいたします。

指導課長

それでは、「千代田区立幼稚園・こども園の園長・副園長及び教員として の資質向上に関する指標」の策定についてご説明申し上げます。

まず、この指標の策定の経緯でございます。教育公務員法特例法の一部改正によりまして、校長及び教員の資質の向上に関する指標の全国的整備が規定され、幼稚園教育職員については、任命権者である千代田区教育委員会が指標を策定することとなりました。

資料をごらんいただきまして、平成27年12月21日の中央教育審議会答申を受けまして、教育公務員特例法が改正されました。改正の趣旨は、中教審答申においても述べられておりますが、近年の教員の大量退職、大量採用の影響により、経験の浅い教員が増加しまして、かつてのように、先輩教員から若手教員への知識、技能の伝承をうまく図ることができない状況の中、教育課程や授業方法の改革へ対応を図るために、教員の資質向上に係る新たな体制を構築することが必要であるというふうにされております。

文部科学省は、教員の資質向上に関する指標を定めるための必要な指針を 策定し、その指針を参酌して、教員等の任命権者は、校長及び教員の職責、 経験及び適正に応じて、その質の向上を図るため必要な指標を定めることと なっております。

続きまして、これはA4、2枚になっております。実際はこの裏もございまして、2つ折りで見るという形になっております。今お示しした右側の表題、これが1ページになります。左側が4ページ、次の裏が、こちらが見開きで見る表という形になっておりますので、この順番にごらんいただければと思っております。

このことを受けまして、東京都教育委員会は、平成29年7月に東京都公立 学校の校長、副校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定がなさ れました。幼稚園、こども園につきましては、先ほど申し上げましたよう に、任命権者が各区市であることから、まず、特別区の幼稚園教育職員人事 担当課長会で検討し、素案を作成いたしました。その後、特別区指導室課長会でもさらに検討を重ねた上で、各区での素案をベースに指標作成に至ったものでございます。

本区の指標策定につきましては、今、画面の右側ですね、1ページのところの千代田区共育ビジョンの「めざす子ども達の姿」など、千代田区独自の内容を盛り込みまして、千代田区園長会からご意見をいただきながら、さらに修正、更正をいたしまして、何度もやりとりの末、この成案といたした次第でございます。

基本的に、右の1ページ以外、裏面と4ページまで、2ページから4ページ以降につきましては、基本的には特別区で共通した内容になっておりますので、今回の法の改正に基づく特別区の指標に沿ったものとなっております。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。資質向上を図るということで、こういった研修も含めて、こういう 方針を出していくということです。

これは幼稚園ですけれども、実は、場合によっては行政にも同じことが言え、いずれにしても、今ある組織体というものは、いわゆる団塊の世代だけではなく、その先ですね、大量に定年を迎えて、そしてもう、行政、一般もそうですけど、昨今は相当若い人が新たに職員になってきています。それはもう、学校、教育関係施設も同様でございます。したがって、若い人がもう、最初から一線で頑張るという状況が続く中で、やはり経験が浅いものですから、いろいろな問題も想起しているという中で、資質を向上させる取り組みをしましょうということでございます。

何か千代田区独自の言い回しもあるようですが、基本的には23区の課長会の中で共通のものをつくってきたということですね。

指導課長 坂田教育長

共通のものをもとに。

これは誰に対しても適用できますよね。

何かご意見があれば。

金丸委員

また質問ですが、これは要するに幼稚園の園長と幼稚園の副園長と幼稚園の教員というふうに読むわけですね。でも何か千代田区のあり方からすると、幼稚園だけじゃなくて、保育園も一緒にやらないと、実はいけないのではないかという感じがあるのと、同じ問題が小学校、中学校でもあるわけですから。かつこういう指針はいいけれども、指針は指針で終わったら終わりですから、この指針を裏づける教育のシステムをどういうふうにするのだというところは、何かその後検討される予定になっているのでしょうか。

坂田教育長指 導 課 長

指導課長。

区内でも、幼稚園教諭、または職層に応じて、さまざまな評価者訓練も含めて研修を行っております。そうした部分の講師の選定、さらに内容については、こうしたものを新たに基本にして、研修計画を組んでいきたいと考えております。

坂田教育長

それは、いわゆる幼稚園、こども園に限らず、保育園しかり、小学校、中 学校しかりということですか。

指導課長

はい。先ほど申しましたように、東京都は東京都独自に公立学校について 指針を昨年7月に定めておりますので、こういったものも生かしながら、さ らに後に続く幼稚園、こども園に対する指針を策定したということで、そう した都の方針も生きていると、ここに生かされているという状況でございま す。

坂田教育長

はい。ほかにございますか。よろしいですか。

(な し)

坂田教育長

では、そういう取り組みを、組織体全体にわたってやっていかざるを得な くなっているということが現状でございますので、よろしくお願いします。

◎日程第3 報告

子ども総務課

- (1) 平成30年 区議会第1回定例会の報告
- (2) 夏季における「子どもの遊び場事業」の見直し

子ども支援課

(1) 平成30年4月保育園等入園二次審査結果

坂田教育長

次に、日程第3、報告事項です。

第1回区議会定例会の報告を、子ども総務課長よりお願いします。

子ども総務課長

それでは、区議会第1回定例会の報告でございます。

こちらにつきましては、来週閉会の予定でございますけれども、この定例 会におきまして、各会派の議員から、まず代表質問、そして一般質問と、そ れぞれ質問が寄せられまして、これにつきまして、それぞれ、区長、子ども 部長、教育担当部長で答弁をしております。

こちらの資料につきましては、質問並びに答弁の概要につきまして整理を したものでございますので、個別の項目につきましては、ご説明は省略させ ていただきます。

本件につきましてのご報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。今般の定例会におきまして、まず質問につきましては、以前お渡しさせていただいたかと思います。それに対する答弁ということで、今般資料を提示していただきました。また、お目通しいただきまして、ちょっと、こういう言い回しはあれかなというようなご指摘も賜って、次回以降きちっと答弁ができるように参考にさせていただきたいと思いますので、ひとつお目通しください。よろしくお願いいたします。

それでは、次の報告に参ります。夏季における子どもの遊び場事業の見直 しにつきまして、子ども総務課長、お願いいたします。

子ども総務課長

それでは、夏季における子どもの遊び場事業の見直しにつきまして、ご説明させていただきます。

なお、本件につきましては、1月23日の当教育委員会におきまして、8月の1カ月間、全ての子どもの遊び場において事業を中止すると。ただし、ふじみこどもひろばについてだけは、これを開放すると、実施するという、そういった趣旨の見直し案をご報告させていただいたものでございます。その後、区議会のほうにもこの内容で報告いたしましたところ、さまざまな視点からご意見がございまして、なかなかちょっと、前回のご提案ではご同意が難しい部分もございましたので、改めてご意見等も踏まえまして、再構築をさせていただいたものでございます。

それでは、具体の見直しの内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、1点目は、暑さ指数に準拠した遊び場事業の中止でございます。これは、ふじみこどもひろばを除くというものでございますが、まず、暑さ指数、これはWBGTというふうに呼んでおりますが、これにつきましては、熱中症を予防することを目的とした指標でございまして、単に気温だけではなく、湿度ですとかそういったその他の諸条件も勘案した上で、こういった指標が現在活用されているというものでございます。この指標に基づきまして、日本体育協会のほうでは、こちらの参考2に記載してございます、このようなランク分けをいたしまして、熱中症予防運動指針というものを公表しております。この熱中症予防の運動指針、これを1つの目安といいますか、基準というふうにさせていただきたいというふうに考えたものでございまして、具体には、この遊び場事業実施当日の午前9時の段階で、区の安全・安心メールによりまして、危険、運動は原則中止といったメールが配信された場合には、その日の遊び場事業を中止するというものでございます。こ

なお、こちらの参考1のほうに記載してございますが、この区の安全・安心メールの発信の前提といたしましては、当日の午前5時の段階で、環境省のほうから、情報としてその日の熱中症リスクについての情報が提供されることになっておりまして、これを踏まえて、区の保健所のほうでこのような安全・安心メールを流すというものでございます。

この暑さ指数、これがWBGT、31度以上の場合、この場合には、この日本体育協会の発表しております運動指針で、運動は原則中止と、特に子どもの場合には中止すべきであるという、この指針、これに準拠して遊び場事業を中止するというものでございまして、事業開始の予定時間前に、ツイッターで中止を周知するとともに、事業が実施される予定であった現場におきましても、プレーリーダーが1名、これは通常事業実施しておりますときは、遊び場においては3名プレーリーダーがおりますが、中止の場合には、1名プレーリーダーが現地で、中止等についても現場で案内をさせていただくというものでございます。

次に、(2) といたしまして、旧永田町小学校の開場時間の変更でございます。こちらにつきましても、前提といたしましては、先ほどの暑さ指数のレベルが31度以上の場合は中止ということになりますが、旧永田町小学校におきまして、遊び場の実施の時間帯、これが、現在午後2時~4時というも

のでございますが、これをよりリスクが低い午前10時から12時に変更させて いただくというものでございます。

次に、(3)といたしまして、ふじみこどもひろば、こちらの開場時間、これは8月だけでございますが、開場時間の変更を行うというものでございまして、8月においては、朝の9時~10時、そして夕方の4時~5時、この時間帯だけ遊び場のほうを開場いたしまして、日中についてはここを閉じるというものでございます。

なお、その他の月におきましては、これまでどおりの開場時間帯で実施を させていただくというものでございます。

見直しの周知方法でございますが、今後、区の広報、ホームページ、フェースブック、かけはしあるいは小学校のチラシ、ポスター等の配付によりまして、周知を図らせていただきたいと考えております。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。ということでございます。夏季における子どもの遊び場事業。 何かご質問はございますか。

子どもの遊び場はなかなか難しいことが多いですね。

随分小まめに大人のほうで見張っていないと、なかなか遊び場を提供できないという、相当都心の難しさがあろうかとも思うのですが。そういう議論の末での1つの到達点でございますので、ひとつそういうことです。

よろしくお願いします。

金丸委員

1つ、質問させてください。WBGTとはということが右下に書いてありますけれども、これを見ると、何か個々によって数式が変わりそうな感じですよね。例えば日射・輻射など周辺の熱環境とか、現場の状況によって、何か違うように処理されるようになっています。実際に、そうすると、各遊び場でそういう指数のもとになる計算式はもう、用意されていて、それに当てはめていくという、こういうことなのでしょうか。

子ども総務課長

このWBGTの発出といいますか、この判断でございますが、これは、先ほど申し上げました、午前5時発表の環境省情報、これによりまして、東京の場合は、環境省がこの基準となる測定地点を文京区の小石川植物園のほうに定めておりまして、そこでの実測値を踏まえながら、一定の係数を掛けながら、予測としてこれを算出しているというものでございまして、この環境省の測定地点は、これは、千代田区の近隣では、今申し上げました文京区でございますが、それ以外には、他県ですとか、そういったところでも測定を、一定の基準となる定めた地点でこれを測定しているというものでございます。したがいまして、ただいま金丸委員のご質問の個別に遊び場の条件、立地条件ですとかそういったものからいたしますと、いわゆる実測値ですとか、そういったものとは若干異なっているものでございまして、ある意味、このWBGTの発出というものは、総論的にその日は非常に熱中症のリスクが高いといった1つの指標として発出されるものでございまして、したがいまして、この参考2のこのランクにおいて、一番リスクが高い、特に子ども

の場合には運動を中止すべきであるという、このランクにおいて、遊び場事業を中止するという、そういった判断をさせていただくというものでございます。

なお、ご参考までに申し上げますと、28度以上も、これは激しい運動は中止という、そういった記述になっておりますので、なぜここで遊び場を中止しないで、31度以上で中止にするのかというご質問もいただきまして、それに対しては、日本体育協会のほうに私どものほうから直接照会いたしました。この28度以上の激しい運動や持久走、この運動の強度と言いますか、レベルが、今、子どもの遊び場で子どもたちが遊んでいるような、その状況に照らして、これに該当するかどうかといった問い合わせを具体に行いまして、日本体育協会のスポーツ研究室のほうから回答をいただきまして、ここで言う激しい運動は、例えばダッシュを繰り返すとか、持久走のような継続的、反復的、持続的に運動強度が保たれているような、そういった運動であるという回答をいただきましたので、なるべく遊び場についても確保していきたいといった認識のもとに、このようなレベルで遊び場の中止を実施させていただきたいというふうに考えたところでございます。

ご説明は以上でございます。

金丸委員

ちょっとわからないのですが、簡単に言うと、朝5時の環境省の発表、これは予想ですよね。予想が出たときには、とりあえず体育協会のほうに問い合わせをして、そして例えばWBGT31度以上になる可能性が極めて高いという報告が来ると、そこでやめると、こういうような流れになるわけですか。

子ども総務課長

体育協会のほうに問い合わせをいたしましたのは、この案を今回ご提案といいますか、整理をさせていただく過程の中で、この運動指針のこの考え方、これを改めて確認させていただいたというものでございまして、一番下にイラストがついておりますが、フローとしては、午前5時に環境省のほうから、運動は原則中止にしましょう、きょうは暑さ指数が31度以上になる見込みですという情報が、環境省のほうから発出されますので、それを受けて、区において午前9時の段階で安全・安心メールを配信いたしますので、それを受けて遊び場事業も中止をするというものでございます。

金丸委員中川委員

ありがとうございました。

1つだけ。ふじみこどもひろばですけども、午前9時から10時までと、午後4時から5時までというものは、シルバー人材センターの方が、鍵の開け閉めをするということは聞いていますが、8月の場合に、開場時間が午前9時から10時と、それから午後4時から5時ということで、その間は閉めているということですか。

子ども総務課長

はい。

中川委員

とすると、1時間で何ができるだろうということがちょっと、もったいないなという気がするのですが。

子ども総務課長 確かにそういったご意見もいただいておりまして、ただいま中川委員のご

指摘も、確かにそのようなご指摘をその他の方からも頂戴したところでございます。

この点につきましては、なかなか、ふじみこどもひろばの立地条件といいますか、もろもろそういったことを考えますと、どうしても昼間の時間帯のリスクがかなり高くなってしまうといったこともありまして、ことしの夏はこういった形での運用を図らせていただきたいというものでございます。まず、ことしはこういった形で進めさせていただきまして、改めてまた、検証といいますか、そういったこともさせていただきまして、あくまでもやはり基本は子どもたちが伸び伸びと自由に、なおかつ安全安心に遊んでもらえるといったことが一番の目的というふうに私どもは認識しておりますので、朝夕の1時間だけでは非常に時間が短くて、ちょっとそれでは中途半端だということであれば、また見直し等も検討させていただくものでございます。

中川委員坂田教育長

はい。わかりました。

はい。これは、ふじみこどもひろばというところは、特段いないのですか、指導員は。

子ども総務課長

ふじみこどもひろばはプレーリーダーを設置しておりません。これは、理由といたしましては、ふじみこどもひろばは、非常に敷地の面積も広いということで、プレーリーダーの担っていただく役割として、確かに子どもたちの遊び相手になってもらうということはもちろん1つあるのですが、それ以前に、やはり子どもたちの安全管理といいますか、具体には、例えば公園で一般利用者と子どもがボール遊びをしたりして、公園で一般利用者と交錯してけがをしたりとか事故があったりとか、そういったことを、プレーリーダーが未然にそこは防止していくといった役割もございます。

また、廃校の学校についても、周辺に子どもが飛び出して、交通事故に遭わないように、プレーリーダーが注意していくといったような、そういった役割もプレーリーダーにお願いしておりまして、ふじみこどもひろばについては、非常にあそこの面積ですとか立地条件からしますと、プレーリーダーを置かなくてもそこは子どもたちで自由に遊んでもらえるという、そういった理由からプレーリーダーを置いていないというものでございます。

坂田教育長

はい。わかりました。

では、試みに、今年度はこういうことで始めてみたいというところですが、また、いろいろ反応もあろうかと思います。適宜見直しをしていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、報告事項の2番、子ども支援課から、保育園等の二次審査の結果についてお願いします。

子ども支援課長

それでは、資料に基づきまして、平成30年4月、前回一次の入園審査の状況をご報告申し上げました、今回は二次の審査状況の報告となります。

2月28日までに受け付けました二次の入所審査、申請に基づきまして審査 のほうを実施しまして、その結果につきましては、下の表のとおりとなって ございます。そちらについて、希望者数のところからまずご説明したいと思 います。

希望者数でございますが、一次で不承諾となった方々について、一次の調整継続者数と掲載させていただいております。その後、二次の申し込みの方々が33名新たにお申し込みいただいたと。その合計につきましては317名、計のところの一番下のところでございますが、これが317名という結果でございます。一番ボリュームゾーンとして多いのは、ごらんのとおり、1歳児で、約半数を占めているというところでございます。

その下でございます。保育施設の募集合計人数のところでございますが、合計は107名でございますが、一番多いのは5歳児、また4歳児ということで、こちらで約7割程度という状況でございます。

二次の審査の内定者数でございますが、内定者数につきましては、30年4月につきましては、42名という結果に終わってございます。

また、こちらのほうには記載してございませんが、現在千代田区内のどこの認可保育園でも構わないので入園したいと、全園希望でお申し込みいただいている方が42名いらっしゃる、これに入っている方はいいのですが、入っていない方で、不承諾を出している方で全園希望でお申し込みの方が42名いらっしゃるのですが、今、居宅訪問、要はベビーシッターのほうをご案内している最中で、今確認がとれている段階で、3名の方のみ待機児童という形の扱いになる可能性がございます。ちょっと、そちらの方々についても、まだ少しベビーシッターの枠があるといったところで、ちょっと、確認のほうを今させていただいている最中でございます。国の厚生労働省基準の待機児童について、何とかゼロをこれからも目指していきたいなというふうに思っております。

報告は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

国の基準、現実にベビーシッターを含めて、手がないというか、どうしていいかと思っていらっしゃる方は、最終的に3名ということで、そこまで来ていると。

子ども支援課長

はい、そこまで来ました。

坂田教育長

いずれにしても、国の基準はひとつ目安ですけど、それがゼロなら、現実 助かっているというわけでもきっとないだろうと思いますので。

子ども支援課長

はい。そのとおりでございます。お困りの方はさまざまいらっしゃると思います。

坂田教育長

とにかく鋭意、施設だけではないですからね、これはもう、とにかくそこに従事していただける職員の確保という相当大きな問題もありますので、多面的にとにかく取り組んでいくと、これこそ後追いになってしまいますけれども、需要に追いつくようにまずはしていくということだろうと思いますので、ひとつよろしくお願いします。

ありがとうございました。

◎日程第4 その他

子ども総務課

- (1) 退職校長・園長 退職辞令交付式・感謝状贈呈式
- (2) 平成30年度 教育広報かけはしの年間予定
- (3) 教育委員会行事予定表
- (4) 広報千代田(3月20日号) 掲載事項

坂田教育長

それでは、その他にまいります。

それでは、子ども総務課からの案件。退職校長・園長の辞令交付式等です ね。よろしくお願いします。

子ども総務課長

それでは、退職校園長への退職辞令交付式、感謝状贈呈式につきまして、 ご報告させていただきます。

実施の予定期日は、3月30日金曜日でございます。午後1時25分にこちら のほうにご集合いただきまして、午後1時半からこちらの辞令交付等を行う というものでございまして、対象者の校園長の皆様、こちらの記載のとおり でございまして、ふじみこども園の大関園長以下、再任用を満了されます昌 平小の勝又校長までの皆様でございます。

流れといたしましては、こちらに記載のとおり、最初に退職辞令の交付、 これは教育長からお願いいたしまして、以下、感謝状、記念品といったもの を贈呈していただくというものでございます。

ご説明につきましては以上でございます。

坂田教育長

はい。こういう段取りでやるということでございますので、よろしくお願 いいたします。

それでは、引き続きお願いします。

子ども総務課長

それでは、続きまして、平成30年度の教育広報かけはし、これの掲載の案 といたしまして、本日こちらのほうをお示しさせていただきます。年3回の 発行でございまして、このような形で、記事について掲載を図らせていただ くというものでございます。

ただ、また個別には、改めて調整して、この掲載内容について調整すると いったことは当然ございますので、本日の段階では、現時点で見込まれる掲 載の項目等について、このような形で新年度、展開をしてまいりたいという ものでございます。

ご説明につきましては以上でございます。

坂田教育長

はい。想定ですね。ウエストミンスターって行く予定ですか。

指導課長 はい 次年度平成30年度は。

坂田教育長

そうですか。

はい。今のところの予定ということで、よろしくお願いします。 それでは続いてお願いします。

子ども総務課長

それでは、教育委員会の行事予定表でございます。

本日、3月16日金曜日から4月27日金曜日まで、この行事予定のほうを一

覧でおつくりしたものでございます。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長

はい。こういう日程ですね。直近では、来週金曜日の卒業式、小学校の卒業式がございますので、またよろしくお願いしたいと思います。

中川委員

すみません。小学校と中学校、九段中等というのは、終業式の日も入れて おいていただくようにお願いします。始業式と終業式の両方です。

坂田教育長 子ども総務課長 坂田教育長

あ、そうだよね。卒業していない人もいますからね。

承知いたしました。その分、追記させていただきます。

それでは、またお願いいたします。

子ども総務課長

それでは、続きまして、広報千代田、3月20日号の掲載予定事項一覧でございます。こちらにつきましては、子育て推進課以下、生涯学習・スポーツ課になる掲載事項の一覧でございます。

ご説明は以上でございます。

坂田教育長

このような事業でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、その他、ほかにございますか。よろしいですか。 教育長、追加で、お願いします。

指導課長 坂田教育長 指導課長

どうぞ、指導課長。

以前、金丸委員からお問い合わせのありました、ことし1月22日に麹町幼稚園、小学校で行われました、今回ロータリークラブが主催していただきました新沢先生と歌おうの会につきまして、子どもや教師の感想、会に参加した後の子どもたちの様子について、聞き取りを行いましたので、ご報告させていただきます。

まず、麹町幼稚園では、年中、年長が参加して、その中から、会の直後には、園児から、楽しかった、うれしかったのほか、衣装がかわいかったなどの声が聞かれたそうです。また、会を経験した後、学級で「はじめの一歩」など、先生と一緒に歌った歌を練習して上手になると、ふだんは山組、花組に聞いてほしい、これは、年小で参加できなかった人たちにもその歌を聞かせたいと、お母さんに聞かせたいというところ、それから、もう一回新沢先生に今度は逆に聞いてほしいというような声が、子どもたちから聞かれたそうです。

また、教師からは、新沢先生の歌を生で聞くことができ感動した、さすが プロの歌声は想像以上にすばらしかった、歌を聞くだけでなく一緒に歌わせ ていただけてうれしかった、子どもたちも喜んで歌っていた、子どもたちも とても喜んで歌っていたなどの感想が聞かれたそうです。

園の先生方からも、本当に貴重な経験をさせていただき、ありがとうございましたということです。また、小学校からは、小学生は字が書けますので、新沢先生に皆個々に感想文やお礼の手紙を書いたそうです。その一部をちょっと、拾い上げて読ませていただきます。

まず、1年生の児童が、新沢先生、きょうはたくさんの歌を歌ってくれて ありがとうございました。特に私が好きな曲は『パレード』です。この曲 は、雰囲気が盛り上がるから好きです。最後に、『にじ』を歌って楽しかったです。楽しかったので、また来てください。

2年生の児童ですね。最初に歌声を聞いたとき、すごいいい声だったので びっくりしました。『パレード』や『バナナ体操』などすごくおもしろかっ たです。また、ぜひ来てください。私は楽しかったので、もっと歌を歌って ほしかったけど、時間がなかったので、もう終わりと思ってしまいました。 また来てください。

それから、3年生。私はけがでそのときしょんぼりしていたけど、新沢先生と山田さんの歌を聞いて、笑顔になりました。私はみんなを元気づける、 笑顔にさせる歌が大好きです。きょうはみんなを笑顔にさせてくれてありが とうございます。もっと笑顔にさせる歌をつくってくださいねということで ございました。

また、最後に、額賀校園長から、やはり同席した幼小の教員が、非常に心が洗われたというふうに、すばらしいものでしたということです。音楽を通した情操教育にとっても大変価値のあるもので、ぜひほかの学校・園にも聞いてもらいたい、感動してもらいというようなコメントがありましたので、ご報告させていただきます。

以上です

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

それでは、報告事項も一応終わりということでございますので。

そのほかに、何かこの場をというものがございましたら。

金丸委員

ちょっと前ですけど、3月3日の日経新聞に、茅ケ崎市の教育委員会が、 第三者委員会を使って、小学生の不登校、原因がいじめの不登校についての 調査をかけたところ、いじめを認定した結果が出たけれども、保護者側のほ うから、指導の教員の対応についての十分な調査ができていないということ でクレームがついて、改めてまた、別の第三者委員会を開いて調べるという ような趣旨の記事が載っていました。

なぜそのことを言うかというと、当教育委員会でも第三者委員会がありますけれども、その第三者委員会の権限と、そういうことがあったときにどうするのか、千代田区の場合には区長部局の第三者委員会もありますけれども、また、区長部局の第三者委員会だって同じ問題が起きるので、その辺をどういうふうに考えておくかということは、事前に検討しておくことが必要なのではないかなというふうに思いました。

坂田教育長

ありがとうございます。

子ども総務課長

ありがとうございます。まさに、ただいま金丸委員のご指摘をいただきましたように、今現在調査中の案件につきましても、そのような先々のことも含めまして、私ども事務局といたしましても、研究させていただきたいというふうに考えております。

坂田教育長

はい。そこはちょっと、研究させていただきたいと思います。

金丸委員

もう1点だけ。これは最近ですけれども、名古屋市の教育委員会が、名古

屋市立の小学校の部活動を全面的にやめるということを発表して、それは民 間に委託するようなことなのだろうと思いますけれども、これもやっぱり千 代田区のほうで今後どうするかということの検討課題の1つになるのかなと いうふうに感じました。

坂田教育長 指導課長 はい。ありがとうございます。部活動ですね

千代田区に関しては、当面その部活動を衰退させるような形はありませ ん。ただ、今回、名古屋の場合は、よく見ますと、部活動と書いてあるので すが、小学校のほうの部活動をなくしていますので、本区は、部活動という よりも、地域の方と協力しながらいろいろ、ミニバスケットとかを盛んにや っておりますので、そういったものは、今後、教員の負担も考えつつ、どう いう発展のさせ方があるのかなということも検討してまいりたいと思ってお ります。

金丸委員 坂田教育長 坂田教育長 お願いいたします。

名古屋は、小学校ですか。

金丸委員 小学校です、はい。

わかりました。

はい、ありがとうございます。全国いろいろな取り組みをしておりますの で、そういった情報もきちっとこちらのほうこちらもお伝えしながら、千代 田区に合ったやり方というものを模索していきたいと思います。

それでは、ほかにないようでしたら、本日の教育委員会定例会はこれで終 了ということにします。よろしいですか。

(な し)

坂田教育長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。